

News Release

令和4年2月8日
保健福祉部

保管期限切れの新型コロナワクチンの接種について

概要

2月8日、市内の医療機関にて、冷蔵保管期限を1日超過したファイザー社製ワクチンを誤って11名に接種した旨の連絡を受けましたので、公表します。
なお、現時点で、健康被害は確認されていません。

1 経緯

ファイザー社製ワクチンは、市の保健センターに保管している医療用冷凍庫から医療機関に冷蔵で移送した後、各医療機関の薬品冷蔵庫で保管しています。ワクチンは、市の冷凍庫から出して31日後の同じ時間までに使用することとなっていますが、その1日後に使用したものです。

2 原因

当該医療機関の担当者によるワクチンの冷蔵保管期限の確認が不十分だったため。

3 今後の対応

対象者の方々に対し、当該医療機関から電話で連絡し、おわびを行うとともに、引き続き健康観察を行います。

ワクチン接種を実施している医療機関に改めて注意喚起を行い、ワクチンの適正管理について徹底を図ります。

(本件の問い合わせ先)

保健福祉部 新型コロナワクチン接種対策室
担当：中村、山本 電話：53-8089